

Ⅱ－１２

医師以外の正会員の入会審査等の手続きに関する申し合わせ

- 1 本申し合わせは、医師以外の正会員の認定に関する内規（以下「内規」という。）に基づき、その申し合わせについて定めるものである。
- 2 医師以外の正会員の入会希望者から、入会の申込みがあったときは、入会関係資料を会則検討委員会（以下「委員会」という。）から選出された予備審査委員２名に委員長は個別に送付し予備審査を依頼する。２名の予備審査委員は輪番制とする。
- 3 前項による資料の送付を受けた予備審査委員は、直ちに予備審査を行う。提出された資料では判断できない場合、資料の再提出を求めることができる。
- 4 内規に照らして、第一次審査及び第二次審査を行い、審査の結果を次の３段階に区分し、委員長に報告する。
 - (1) 内規に照らして、入会が適当と思われる者（入会可）
 - (2) 内規に照らして、入会が適当でない者（入会不可）
 - (3) 内規に照らして、入会の可否が決めがたい場合（委員会で審査）
- 5 委員長に報告された予備審査の結果は、次の通り処理する。
 - (1) 第４項（１）、（２）について、２名の予備審査委員の意見が一致した場合は、委員会を省略し、委員会の審査結果とすることができる。委員長は審査結果を担当理事に報告するとともに、入会が適当と判定した者を医師以外の正会員候補者として、推薦理由を付し、理事会に提出する。
 - (2) 第４項（１）、（２）、（３）について、２名の予備審査委員の意見が一致しない場合及び（３）で意見が一致した場合は、委員会による審査を行う。
 - (3) 委員会は、内規に照らして入会の適否を判定する。委員長は審査結果を担当理事に報告するとともに、入会が適当と判定した者を医師以外の正会員候補者として、推薦理由を付し、理事会に提出する。

附 則

- 本申し合わせは、平成５年３月２７日より施行する。
平成１４年４月１日より施行する。
平成１８年９月３０日より施行する。
令和６年１１月１日より施行する。